

国水環保第43号

平成29年3月28日

各地方整備局河川部長 あて  
北海道開発局建設部長 あて  
沖縄総合事務局開発建設部長 あて

水管理・国土保全局 河川環境課  
河川保全企画室長  
(公印省略)

中小河川の堤防等河川管理施設及び河道の点検要領の改定について

標記の点検要領については、「中小河川の堤防等河川管理施設及び河道の点検要領の改定について（平成28年3月31日 国水環保第22号 国土交通省水管理・国土保全局河川環境課河川保全企画室長通知）」により通知しているところであるが、これまでの点検の実施状況等を踏まえ、別添のとおり同点検要領を改定したので、参考送付する。

なお、本通知は、都道府県宛に地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4に基づく技術的な助言として通知したことを申し添える。

国水環保第43号  
平成29年3月28日

各都道府県河川主管部長 あて  
関係指定都市河川主管部長 あて

国土交通省 水管理・国土保全局  
河川環境課 河川保全企画室長

中小河川の堤防等河川管理施設及び河道の点検要領の改定について

標記の点検要領については、「中小河川の堤防等河川管理施設及び河道の点検要領の改訂について（平成28年3月31日 国水環保第22号 国土交通省水管理・国土保全局河川環境課河川保全企画室長通知）」により通知しているところですが、これまでの点検の実施状況等を踏まえ、別添のとおり同点検要領を改定しましたので、今後の河川の適切な維持管理を行うにあたり参考とされるとともに、貴管内市町村への周知の方取り計られるようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

# 中小河川の堤防等河川管理施設及び河道の点検要領

平成29年3月

国土交通省 水管理・国土保全局

河川環境課 河川保全企画室

## 目 次

1. 総説	1
1. 1 目的	1
1. 2 適用範囲	2
2. 点検の計画	7
2. 1 点検の対象	7
2. 2 点検ルート計画	7
2. 3 効率的な点検実施計画の作成	7
2. 4 点検時の留意事項	9
3. 点検の実施	9
3. 1 手段	9
3. 2 体制	10
3. 3 点検事項	10
4. 点検結果の記録	10
5. 点検結果の活用	12
点検結果表、点検報告書	13

## 1. 総説

### 1. 1 目的

堤防等の河川管理施設及び河道が有する治水・利水・環境保全に係わる機能に影響を及ぼしうる変状は、様々な要因により生じ、時期的、場所的な現れ方も多様である。そのため、国土交通省河川砂防技術基準維持管理編（河川編）に基づいて、定期的に、あるいは出水や地震等の大きな外力の作用後に点検を適切に実施する必要がある。

中小河川の堤防等河川管理施設及び河道の点検要領（以下「本要領」という。）は、河川が有すべき以下の2項目の治水上の機能を確保する目的のために行う点検を対象とし、点検の計画を作成した上で点検を実施し、点検結果の評価、詳細点検（調査を含む）あるいは補修等の適切な対策の判断の前提となる変状・変化を発見・観察するための方法について、標準的な内容を示すものである。

なお、本要領における中小河川とは、都道府県及び政令市が管理する一級河川及び二級河川をいう。

- ① 河道が所要の流下能力を確保していること
  - ② 堤防等の河川管理施設が所要の機能を確保していること
- ①については、以下の状況を把握する。
- a) 河積の減少をもたらす河道形状の変動
  - b) 流下阻害となる樹木繁茂等
- ②については、以下の状況を把握する。
- a) 各施設そのものに生じた変状
  - b) 施設の機能・構造安定性に影響を及ぼす河床低下や河岸浸食、局所洗堀等の河道変化

点検は、定期的に、あるいは出水や地震等の大きな外力の作用後に、対象とする施設等の状態把握を行うため、適切に実施する必要がある。

本要領は、中小河川の堤防等河川管理施設及び河道の変状や異状等の状況把握をするために行うべき目視を主体とした点検（簡易な計測、触診・打診等含む）についてとりまとめたものである。

なお、本要領は、都道府県等における堤防等河川管理施設及び河道の点検要領として活用することができるが、点検に係る要領やマニュアル等を都道府県等が独自に作成することを妨げるものではない。

## 1. 2 適用範囲

本要領は、河川法施行規則第7条の2に定められた、出水期前等の適切な時期に、1年に1回以上の適切な頻度で行う堤防（堤内地盤高が計画高水位より高い区間に設置された盛土によるものを除く）及びこの堤防の設置区間内に存する可動堰、水門、樋門、その他流水が河川外に流出することを防止する機能を有する河川管理施設（ダムを除く）（以下「堤防等河川管理施設」という。）並びに河道の変状・変化を発見・観察するために行う目視を主体とした点検（簡易な計測、触診・打音等も含む）に適用するものとする。なお、テーマを定めて実施する臨時の点検（重点整備の計画策定のための一斉点検等）は、本要領の対象外としている。

本要領は、中小河川の堤防等河川管理施設を点検の対象としているが、堰、水門、樋門等の機械設備及び電気通信施設は対象外としている。これらの点検は、別途定められている規程等（「河川用ゲート・河川ポンプ設備点検・整備・更新マニュアル（案）」の改定について（平成27年3月31日 国総施安第11号・国水環第8号 総合政策局公共事業企画調整課施工安全企画室長、水管理・国土保全局河川環境課河川保全企画室長通知）、「電気通信施設点検基準（案）」（平成26年12月22日 国技電第39号 大臣官房技術調査課長通知）等）を参考に、適切に実施する必要がある。

なお、堤防等河川管理施設以外の区間に存する河川管理施設のうち、都道府県等が特に重要と位置付ける河川管理施設や区間における河道については、本要領は適用範囲としていないが、具体の点検事項等については、本要領を参考として用いることができる。

また、水文・水理観測施設の点検は、水文観測業務規程に従い、適切に実施する必要がある。地震後に行う点検についても本要領の適用範囲としていないが、具体の点検事項等については、本要領を参考にすることができる。

河川利用の安全に係る点検は、本要領の適用範囲としていないが、別途通知（「河川における安全利用点検の実施について（平成21年3月13日 国河環第106号・国河治第146号 国土交通省河川局河川環境課長、治水課長通知）」）等を参考にし、適切に実施する必要がある。

本要領は、図1.1に示す中小河川の堤防等河川管理施設及び点検・評価フローのうち、点検の計画と点検について適用する。

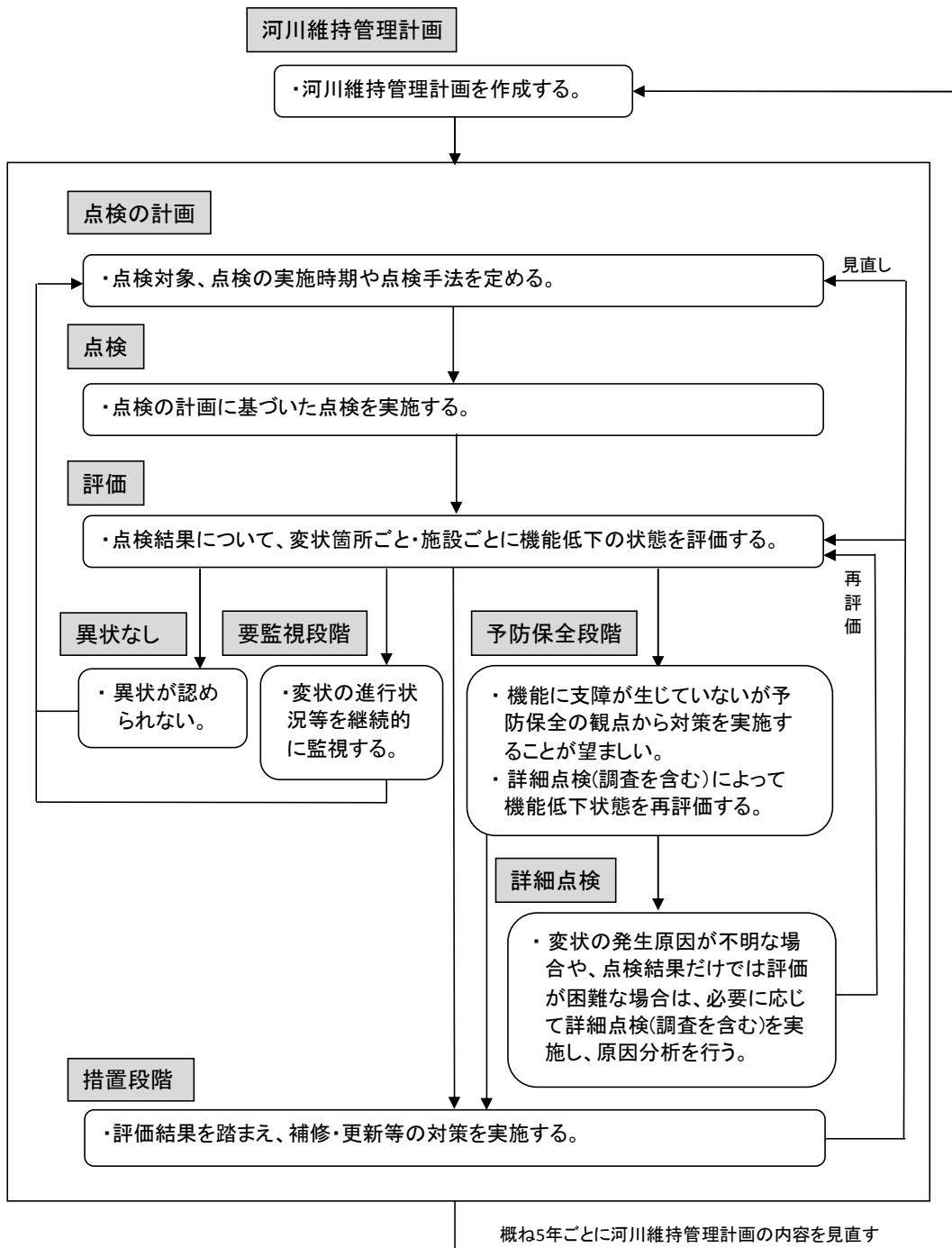


図 1.1 中小河川の堤防等河川管理施設及び河道の点検・評価フロー

【参考】河川法

(平成 25 年法律第 35 号)

- 第 15 条の 2 河川管理者又は許可工作物の管理者は、河川管理施設又は許可工作物を良好な状態に保つように維持し、修繕し、もって公共の安全が保持されるように努めなければならない。
- 2 河川管理施設又は許可工作物の維持又は修繕に関する技術的基準その他必要な事項は、政令で定める。
- 3 前項の技術的基準は、河川管理施設又は許可工作物の修繕を効率的に行うための点検に関する基準を含むものでなければならない。

【参考】河川法施行令

(平成 25 年政令第 333 号)

- 第 9 条の 3 法第 15 条の 2 第 2 項の政令で定める河川管理施設又は許可工作物（以下この条において「河川管理施設等」という。）の維持又は修繕に関する技術的基準その他必要な事項は、次のとおりとする。
- 一 河川管理施設等の構造又は維持若しくは修繕の状況、河川の状況、河川管理施設等の存する地域の気象の状況その他の状況（次号において「河川管理施設等の構造等」という。）を勘案して、適切な時期に、河川管理施設等の巡視を行い、及び草刈り、障害物の処分その他の河川管理施設等の機能（許可工作物にあっては、河川管理上必要とされるものに限る。）を維持するために必要な措置を講ずること。
- 二 河川管理施設等の点検は、河川管理施設等の構造等を勘案して、適切な時期に、目視その他適切な方法により行うこと。
- 三 前号の点検は、ダム、堤防その他の国土交通省令で定める河川管理施設等にあっては、1 年に 1 回以上の適切な頻度で行うこと。
- 四 第二号の点検その他の方法により河川管理施設等の損傷、腐食その他の劣化その他の異状があることを把握したときは、河川管理施設等の効率的な維持及び修繕が図られるよう、必要な措置を講ずること。
- 2 前項に規定するもののほか、河川管理施設等の維持又は修繕に関する技術的基準その他必要な事項は、国土交通省令で定める。

【参考】河川法施行規則

(平成 25 年国土交通省令第 98 号)

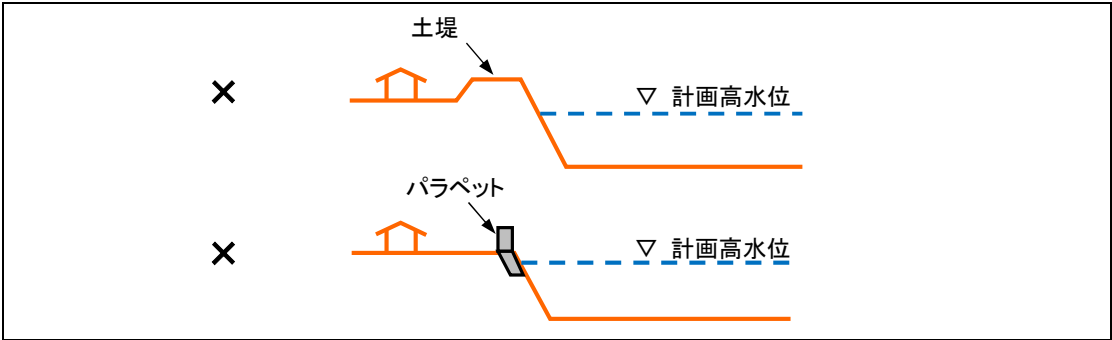
- 第 7 条の 2 令第 9 条の 3 第 1 項第三号の国土交通省令で定める河川管理施設等は、次に掲げるものとする。
- 一 ダム（土砂の流出を防止し、及び調節するため設けるもの並びに基礎地盤から堤頂までの高さが 15 メートル未満のものを除く。）
- 二 堤防（堤内地盤高が計画高水位（津波区間にあつては計画津波水位、高潮区間にあつては計画高潮位、津波区間と高潮区間とが重複する区間にあつては、計画津波水位又は計画高潮位のうちいずれか高い水位）より高い区間に設置された盛土によるものを除く。）



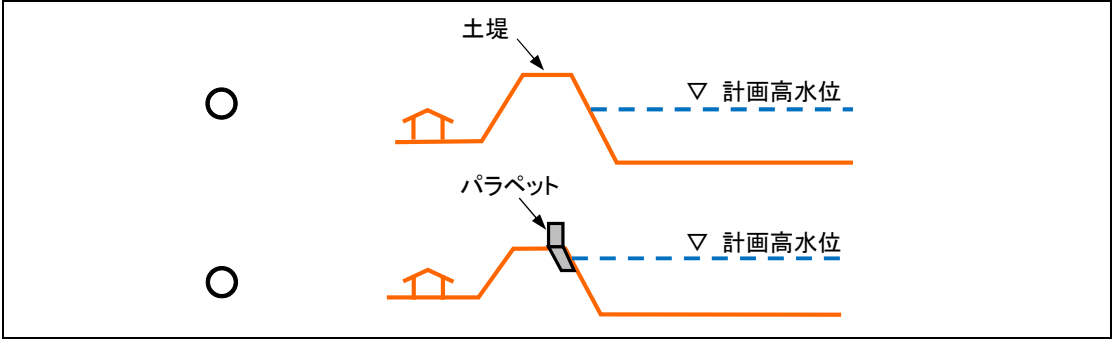
- 三 前号に掲げる堤防が存する区間に設置された可動堰
  - 四 第二号に掲げる堤防が存する区間に設置された水門、樋門その他の流水が河川外に流出することを防止する機能を有する河川管理施設等
- 2 令第9条の3第2項の国土交通省令で定める河川管理施設等の維持又は修繕に関する技術的基準その他必要な事項は、同条第1項第二号の規定による点検（前項各号に掲げる河川管理施設等に係るものに限る。）を行った場合に、次に掲げる事項を記録し、これを次に点検を行うまでの期間（当該期間が1年未満の場合にあっては、1年間）保存することとする。
- 一 点検の年月日
  - 二 点検を実施した者の氏名
  - 三 点検の結果（可動部を有する河川管理施設等に係る点検については、可動部の作動状況の確認の結果を含む。）

【参考】掘込河道においては、計画高水位と背後地盤高の関係、自立式構造の特殊堤防の有無等に着目し、河川法施行規則第7条の2第二号の対象を判断する。参考例は以下のとおりである（詳しくは河川管理施設等構造令第18条～20条を参照のこと）。

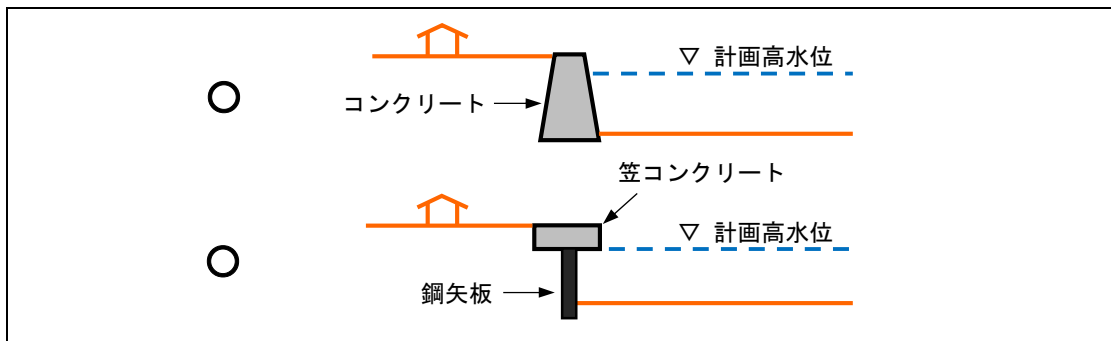
【例1】計画高水位よりも背後地盤高の高い堤防は河川法施行規則第7条の2第二号の対象としない。



【例2】計画高水位よりも背後地盤高の低い堤防は河川法施行規則第7条の2第二号の対象となる。



【例3】自立式構造の特殊堤を含む堤防は河川法施行規則第7条の2第二号の対象となる。



## 2. 点検の計画

### 2. 1 点検の対象

堤防等河川管理施設及び河道の点検にあたっては、効率的で効果的な点検となるように、予め点検の計画を作成した上で点検を実施するとよい。

点検の計画の作成に先立ち、「1. 2 適用範囲」における堤防等河川管理施設を設定することで、点検対象の把握を行う。また、堤防等河川管理施設以外の、都道府県等が特に重要と位置付ける河川管理施設や河道についても、適切な時期に点検を実施するとよい。

点検の結果、変状が確認された場合は、別途通知（「堤防等河川管理施設の点検結果評価要領（平成 29 年 3 月 28 日国水環保第 44 号 水管理・国土保全局河川環境課長通知）」）に基づき、変状箇所ごと、又は施設ごとに機能低下の状態を評価するとともに、補修・更新等の維持管理状況を踏まえ、必要に応じて、点検の計画を見直しするとよい。

### 2. 2 点検のルートの設定

点検の計画の作成においては、既往の点検結果、被災・変状履歴、既往の対策等の情報を有効に活用しながら点検区間・箇所、実施時期、点検順序を設定する。中小河川では、多くの河川や河川管理施設が点検の対象となるため、定期的に撮影される航空写真をもとに点検ルートや重要箇所を抽出するなどして点検の計画に反映するとよい。また、点検箇所（区間）が明確に分かるよう、位置図や地図などを用いることが望ましい。

### 2. 3 効率的な点検の検討

堤防等河川管理施設は、年 1 回の点検を確実に実施する必要があるが、中小河川の河川延長は 11.3 万 km、施設は 3.2 万箇所（平成 26 年 3 月末）と多いため、効率的な点検の検討とその実施が重要である。

このため、以下のような点検の計画が考えられる。

- ・ 一連区間を徒歩による点検を行うことが、変状等を詳細かつ見落としなく確認できる手法であり、少なくとも 5 年程度で全区間を徒歩による点検が可能となるように年次計画を作成する。
- ・ 当該年度に徒歩による点検を行わない区間については、既往の徒歩による点検において、別途通知（「堤防等河川管理施設の点検結果評価要領（平成 29 年 3 月 28 日国水環保第 44 号 水管理・国土保全局河川環境課長通知）」）により「要監視段階」以上の変状を確認した箇所や、巡視等により新たに確認された変状等について重点的に点検を行うものとする。

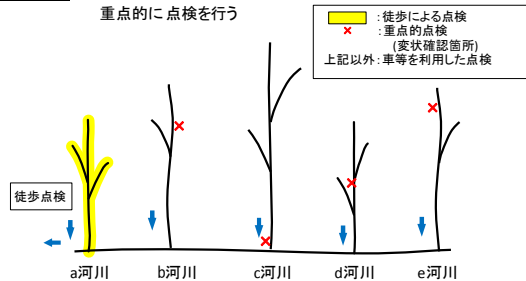
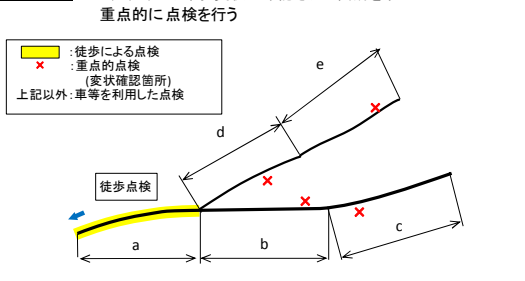
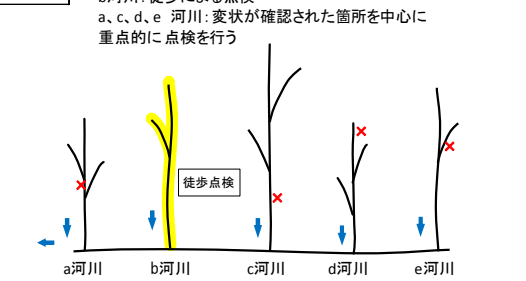
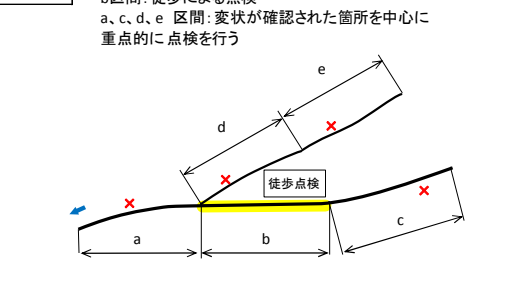
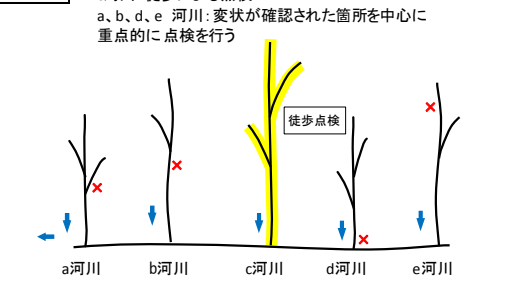
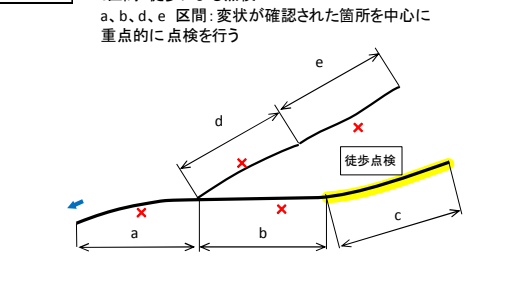
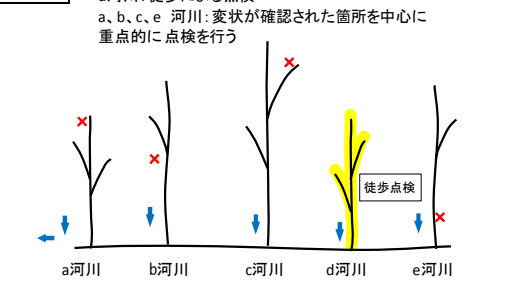
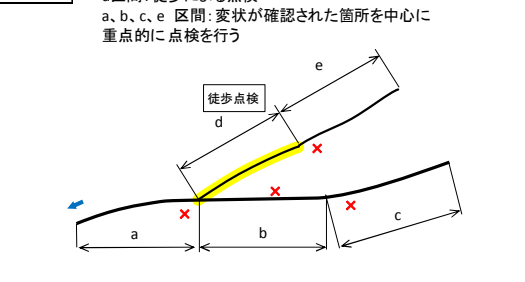
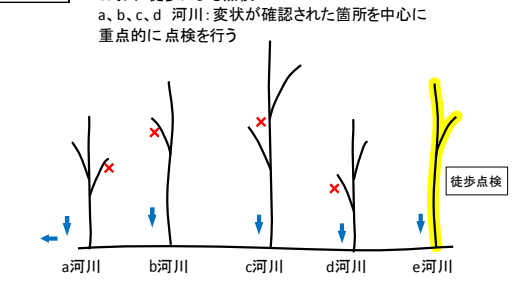
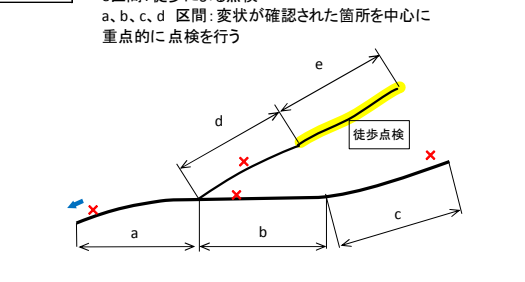
対象河川が5河川の例 (5年で全区間を徒歩で点検)	全区間を5区分とした例 (5年で全区間を徒歩で点検)
<p>1年目</p> <p>a河川: 徒歩による点検 b、c、d、e 河川: 変状が確認された箇所を中心に 重点的に点検を行う</p>  <p>a河川 b河川 c河川 d河川 e河川</p>	<p>1年目</p> <p>a区間: 徒歩による点検 b、c、d、e 区間: 変状が確認された箇所を中心に 重点的に点検を行う</p> 
<p>2年目</p> <p>b河川: 徒歩による点検 a、c、d、e 河川: 変状が確認された箇所を中心に 重点的に点検を行う</p>  <p>a河川 b河川 c河川 d河川 e河川</p>	<p>2年目</p> <p>b区間: 徒歩による点検 a、c、d、e 区間: 変状が確認された箇所を中心に 重点的に点検を行う</p> 
<p>3年目</p> <p>c河川: 徒歩による点検 a、b、d、e 河川: 変状が確認された箇所を中心に 重点的に点検を行う</p>  <p>a河川 b河川 c河川 d河川 e河川</p>	<p>3年目</p> <p>c区間: 徒歩による点検 a、b、d、e 区間: 変状が確認された箇所を中心に 重点的に点検を行う</p> 
<p>4年目</p> <p>d河川: 徒歩による点検 a、b、c、e 河川: 変状が確認された箇所を中心に 重点的に点検を行う</p>  <p>a河川 b河川 c河川 d河川 e河川</p>	<p>4年目</p> <p>d区間: 徒歩による点検 a、b、c、e 区間: 変状が確認された箇所を中心に 重点的に点検を行う</p> 
<p>5年目</p> <p>e河川: 徒歩による点検 a、b、c、d 河川: 変状が確認された箇所を中心に 重点的に点検を行う</p>  <p>a河川 b河川 c河川 d河川 e河川</p>	<p>5年目</p> <p>e区間: 徒歩による点検 a、b、c、d 区間: 変状が確認された箇所を中心に 重点的に点検を行う</p> 

表 1.1 点検方法の効率化の例

## 2. 4 点検時の留意事項

堤防等河川管理施設の点検は、巡視とは目的が異なるものであり、河川法施行令により明確に区別されている。但し、点検を実施する人数に対し、点検対象延長が長いことや点検対象施設が多いこと等により、別々の機会を実施することが困難である場合は、巡視等の機会を活用するなど、効率的に点検を実施することが望ましい。

また、点検に先立ち、除草や距離標設置等の事前準備を実施することが望ましい。

各施設や区間等における点検の計画の作成にあたっての留意事項は以下のとおりである。

- ・ 堤防は、延長の長い線状構造物であり局所的な安全性が一連区間の安全性を左右する特徴を持つことを踏まえ、河道の変動特性や水衝部の位置等に配慮することが望ましい。また、近年において腹付けや嵩上げを行った箇所、堤防開削を行った箇所、基礎地盤の地盤改良を行った箇所の境界付近で変状が生じやすいため、点検にあたってはそのような箇所を予め抽出した上で点検を実施することが望ましい。
- ・ 護岸、鋼矢板護岸、根固工、水制工のうち、堤防に付属あるいは近接する施設（堤防防護ラインよりも堤防側に設置されており、土堤と一体となって防護する施設等）を点検の対象としている。その他の構造物に関しては、必要に応じて、点検の対象とすることが望ましい。
- ・ これらの構造物は、水衝部等で変状を生じやすいため、点検にあたってはそのような箇所を予め抽出した上で点検を実施することが望ましい。
- ・ 土堤を除く河川管理施設の点検と河道の点検の関連性は深く、特に低水路に整備される護岸、根固工、水制、あるいは床止め、堰は、河道の変化が要因となり変状をきたすことがあることから、一連区間の施設の変状から河道変化の傾向を推察することができることから、河道の点検にあたってはこのような箇所に配慮することが望ましい。
- ・ 重要水防箇所や危険水位の設定対象としている箇所は、特に注意して点検を実施することに留意する。
- ・ 新設の河川構造物や、完成後間もない土堤等の整備箇所若しくは補修箇所等は、特に注意して点検を実施することに留意する。

## 3. 点検の実施

### 3. 1 手段

点検の手段に係る留意事項は以下のとおりである。

- ・ 点検を効率的に行うため、点検対象の位置や河川管理用通路の状況等に応じて、車、バイク、自転車等を使用することができるが、少なくとも5年程度に1度は徒歩による点検を行うことを基本とする。
- ・ 点検を実施する者は、点検に先立ち、前回実施した点検の結果の把握に努める。また、必要に応じて、点検に関係する資料を携行する。
- ・ 点検には、スタッフ（又はポール）、メジャー、クラックスケール、ピンポール、ハン

マー、カメラ、マーキング用資材等を携行する必要がある。

- ・ 低水路の河岸は進入が容易でない箇所も多いため、双眼鏡により対岸から目視する等、効率的な点検ルートを選定する。
- ・ 点検を効率的に行うため、点検対象範囲・箇所の図面等を携行する。後述する別途通知（「堤防等河川管理施設の点検結果評価要領（平成 29 年 3 月 28 日国水環保第 44 号 水管理・国土保全局河川環境課長通知）」の「別紙 点検結果評価記録様式」）を携行することも出来る。
- ・ 点検は、目視を主体に変状・変化を発見・観察することを基本とし、必要に応じて、スケール等による計測を行う。経過観察の対象とした河川構造物のクラックや沈下等は、その変化量を計測する。
- ・ 点検により変状・変化が確認された場合は、写真撮影を実施する。写真撮影に際しては、変状・変化の程度が分かるようにメジャーやポール等を併用する。変状箇所は、経過観察のために次回の点検時にも同じ位置や方向で撮影可能となるよう、現地に鋏やマーキング等を行うことが望ましい。また、使用する基準点は不動箇所又は複数点選定することや、携帯GPSやGPS機能付きカメラの活用等により効率化を図ることが望ましい。
- ・ 河道の状態は中小規模の出水でも変化するため、定点観測（観察を含む）測量等により把握した河道変化（土砂堆積、樹木群の繁茂）の状況を踏まえ、点検を実施し、より簡便に河道の状態把握を行うことが望ましい。

### 3. 2 体制

- ・ 施設の規模や構造、過去の点検結果等を踏まえて点検体制を設定する。安全を考慮し、班編成は2人以上とする。なお、このうち1人は都道府県等の職員であることが望ましい。また、班の監督を担当する者は、河川維持管理の経験がある者が当たるものとする。
- ・ 必要に応じて、水防団・自治体等の地域の関係者等と連携して実施することが望ましい。

### 3. 3 点検事項

- ・ 徒歩により点検を行う場合の点検事項は、「堤防等河川管理施設及び河道の点検要領」（平成 28 年 3 月 31 日国水環保第 21 号 水管理・国土保全局下線環境課長）を参考にするとよい。

## 4. 点検結果の記録

点検結果の記録は、以下の事項について、適切な方法で記録する。なお、河川法施行規則第 7 条の 2 第 2 項には、「次の点検を行うまでの期間（当該期間が 1 年未満の場合にあつては、1 年間）保存することとする。」とされている。ただし、河川管理の履歴として記録が必要な事項については、長期間蓄積することにより、後の河川管理に活用することが望ましい。

- ・ 点検を実施した年月日
- ・ 点検を実施した者の氏名

- ・点検を実施した範囲、箇所、施設
- ・点検の結果

(可動部を有する河川構造物等に係る点検については、可動部の作動状況の確認の結果を含む)

点検の記録は、評価の結果と合わせて、別途通知（「堤防等河川管理施設の点検結果評価要領（平成 29 年 3 月 28 日国水環保第 44 号 水管理・国土保全局河川環境課長通知）」の「別紙 点検結果評価記録様式」を用いて保存することが望ましい。ただし、本様式は、必要に応じて、適宜変更することも可能である。なお、「別紙 点検結果評価記録様式」のない河道等については、下記①～②及び③の点検結果票を用いるものとする。

様式は本要領の末尾に添付する。

- ・点検結果票

①河道	(様式 1)
②排水機場・揚排水機場	(様式 2)
③図面票	(様式 3)

点検事項に基づき異状が認められた場合は、「別紙 点検結果評価記録様式」や様式 1～2 の点検の結果欄に、異状の発生箇所（目印となる施設や距離標からの距離等を記載）と異状の概要を記載する。また、様式 3 に点検を実施した範囲の地図を貼り、地図上に点検事項の番号（「A-1」等）と異状の概要を記載し、様式 3 のみを保存する方法もある。なお、様式 3 は点検箇所の位置を把握するために用い、様式 1～2 と併せて保存する方法もある。

異状発見時に状況報告等を行うための様式としては「別紙 点検結果評価記録様式」を用いる。この様式には、点検時及び点検後における対応方針や処置経過も記載することが出来る。点検時の応急措置の内容、次回点検までの間に行う補修対策の有無、経過観測の判断等については、これらの欄に記載し、次回の点検等に活用することが望ましい。

また、これら点検結果は電子媒体で保存することが望ましい。

## 5. 点検結果の活用

点検により得られた情報は、異状箇所の把握や補修等の判断に用いることは元より、河川特性・現況等と併せて整理し、より適切な維持管理方法の検討や河道改修等に活用することが望ましい。

取りまとめ記録の参考として、「中小河川堤防目視点検モニタリング情報図（出水期前点検）」を次頁に示す。

中小河川堤防目視点検モニタリング情報図＜作成例＞

水系名		〇〇水系	河川名	〇〇川	区間	〇岸 〇〇橋上〇〇m ～〇〇橋下〇〇m	管轄事務所	〇〇土木事務所	整理 No.	✓				
距離票		1.0 2.0 3.0 4.0 5.0 6.0 7.0 8.0												
市町村名		〇〇県 〇〇町 〇〇村			〇〇県 △△町 △△村									
流入出河川、主要構造物		〇〇川合流			〇〇橋									
一連区間		①		②		③		④		⑤				
基本断面形状		未確保	確保	確保	未確保	確保	確保	未確保	未確保	確保	山付き			
基本 情報	要注意地形	旧河道				旧落堀		旧河道		旧川微高地				
	土質条件等	堤体土質	-	S	C	S	-	S	C	C	-	-	S	-
		基礎地盤土質	-	S	C	C	-	G	C	-	-	-	C	-
		緊急点検結果	法面はらみ出し			クラックあり			漏水					
		土質条件等から判断される 安全性検討の要否	不要	要検討	要検討	要検討	要検討	要検討	要検討	要検討	要検討	要検討	要検討	要検討
		被災履歴	法崩れ・すべり (時期)		法崩れB (S44.7)						すべりA (H5.8)			
			漏水(時期)		漏水A (S44.7)						漏水B (H5.8)			
			要注意区間(時期)				破堤跡(S36)							
			被災履歴から判断される 安全性検討の要否	要検討	要検討	要検討	要検討	要検討	要検討	要検討	要検討	要検討	要検討	要検討
		細分区間	①-1	①-2	②-1	②-2	③-1	③-2	④-1	④-2				
	安全性検討を行う区間	要検討		要検討	要検討	要検討	要検討	要検討	要検討	要検討	要検討			
	背後地の状況	人家連担			DID区間									
	安全性照査断面 (詳細点検)	* H16				* H16				* H16				
	安全性照査結果	川表(Fs>1.0)		川裏(Fs>0)		局所動水勾配		G>W						
堤 岸	護岸の有無	高水護岸												
		低水護岸												
		根固め工												
		河道の線形	湾曲部											
		護岸被災及び河岸侵食履歴、時期	河岸侵食(H12.8)		低水護岸破壊(H8.9)									
		セグメント1区間	セグメント1											
		流出2m/s以上	高水護岸											
		低水護岸												
	出水による侵食の恐れのある河岸	セグメント1												
	河床低下傾向区間	セグメント1												
堤 防	表のり面	のり面の亀裂(長さ10m、幅2cm程度)												
	天端	川表付近、亀裂(長さ5m、幅1cm程度)			中央付近、局所的に低い箇所(長さ10m、深さ20cm程度)									
	裏のり面	亀裂(長さ5m、幅1cm程度)			亀裂(長さ10m、幅2cm程度)									
	裏のり尻				裏のり尻付近、漏水			裏のり尻付近、噴砂						
	堤脚	のり尻付近の水田、噴砂												
	樋門等構造物周辺													
	高水敷													
	低水護岸													
	基礎部・根固	根固め工一部沈下		護岸ブロックの浮上がり										
	基礎部・根固													
河 道	樹木の繁茂状況	河道内にヤナギ類繁茂(密度低)			右岸高水敷に高木繁茂(密度高)									
	土砂等の堆積洗掘状況	左岸側に土砂堆積												
	備考欄	水防団等のコメント												

※目視点検情報項目は対象河川の特性に応じて適宜追加する。

毎年、情報を更新する



## 点検結果・結果報告書

様式 1

堤防及び河道 点検結果票

水系・河川名		点検結果票 通し番号( / )	
点検日時		点検者 職・氏名	
点検範囲			

箇所	番号	点検事項	点検の結果 ※異常の位置及び概要を記載する。
河道	A-1	河道流下断面を阻害するような土砂堆積が生じていないか。	
	A-2	水衝部等で洗掘が生じていないか。	
	A-3	洪水流下の阻害となるような樹木が繁茂していないか。	
	A-4	流木等による河積阻害はないか(特に橋脚部等)。	
	A-5	河川管理上の支障となる河口閉塞、河口砂州高の上昇が見られないか。	
(河道に関する) その他	A-6	その他( )	
備考			

様式 2

排水機場・揚排水機場 点検結果票

水系・河川名		点検結果票 通し番号( / )	
点検日時		点検者 職・氏名	
施設名 (点検箇所・範囲)			

番号	点検箇所・内容	点検事項	点検の結果 ※異常の位置及び概要を記載する。
B-1	構造物本体の損傷状況	構造物本体の損傷状況を確認する。 河川及び周辺への影響の有無を確認する。	
B-2	構造物周辺の堤防の異常等の状況	構造物周辺の堤防の状況を確認し、河川及び周辺への影響の有無を確認する。	
B-3	取付護岸(根固め含む)の維持状況	構造物周辺の護岸にクラックの発生等の異常が無いか確認する。 根固めに、流出や陥没等の異常が無いか確認する。	
B-4	高水敷保護工の維持状況	高水敷保護工に損傷がないか確認する。	
B-5	下流の河床洗掘の状況	構造物本体の下流において異常洗掘がないか確認する。	
B-6	ゲートの開閉状況	ゲートの開閉に異常がないか(水漏れ、開度表示、ローラーの回転等)、作動確認を行う。 (ゲートの開閉に異常をきたすような錆や劣化を確認した場合は点検結果欄にその概要を記載する。)	
B-7	ゲート周辺の管理状況	構造物本体の機能やゲートの開閉に支障となる、流木・堆積土砂、ゴミの投棄等がないか確認する。	
B-8	吸水槽・吐出水槽・除塵機の維持管理状況	吸水槽・吐出水槽・除塵機の外観を確認するとともに除塵機の作動を行い、異常がないか確認する。	
B-9	ポンプの作動状況	ポンプの外観を確認するとともにポンプの作動を行い、異常がないか確認する。	
B-10	その他( )		
備考			

様式 3  
点検結果 図面票

水系・河川名		図面票 通し番号( / )
点検日時		点検者 職・氏名
点検箇所・範囲		

